

県防災行政無線の整備について

1. 県防災行政無線の概要

県防災行政無線は、災害等により一般回線が断絶した際に各関係機関(国、他府県、県、市町、消防、防災関係機関等)が、災害情報の共有ならびに連絡手段を確保するための通信回線である。

2. 整備目的

県防災行政無線は平成9年度の運用開始後、既に14年以上が経過(耐用年数はおおむね15年)していることから、老朽化により、今後の正常な運用が困難になってきており、その機能を維持するため市町設置機器を含む全体の整備を行わざるを得ない。

整備項目	H24	H25	H26	H27
危機管理センター	基本設計 → 実施設計	→ 施工	→	
防災行政無線	→ 実施設計	→ 機器製作	→ 施工	→

3. 県と市町の責務と市町設置機器の位置付け

(県の責務)

気象庁より受けた気象予警報やとるべき措置等を市町に伝達すること。

(市町の責務)

災害が発生したとき、災害状況およびとられた措置を県に報告すること。

- ・ 県、市町双方の責務を果たす通信手段に活用
 - ・ 国、他府県、他市町、防災関係機関等との情報共有、連携が可能
- よって、共同事業として位置付けて整備したい。

4. 市町設置機器の整備費用の市町負担について

- ・ 市町設置機器の整備費用(以下、「市町整備費」という。)は、県と全市町で折半
- ・ 各市町の負担は、各市町に端末局を1局設置することから均等割

1市町あたりの市町整備費の負担について(概算)

県防災行政無線全体整備費 : 約27億円
市町整備費 : 約 2億40万円

項目	金額 (千円)
市町整備費の1/2	100,200
1市町あたりの市町整備費	5,274
うち地方債 (起債充当率 90%)	4,700
うち一般財源	574

起 債

地上系デジタル無線 : 防災基盤整備事業債 充当率90% 交付税算入率 50%
衛星系 : 地域活性化事業債 充当率90% 交付税算入率 30%
後年度 普通交付税の基準財政需要額は、約2,200千円。

5. 市町設置機器の維持管理費用の市町負担について

- ・ 維持管理費用は、市町負担とする。

1市町あたりの維持管理費の負担について
保守点検費は、概算で約270千円。(現行機器の保守点検費と同程度。)
その他、修繕費。

(県防災行政無線の概要図)

